

## ○国土交通省令第八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条、第九十六条の四第一項（同法第九十六条の五第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条の十四及び第一百四条並びに自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第五十五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣 赤羽 一嘉  
令和2年十月三十日  
道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

## (道路運送車両法施行規則の一部改正)

## 第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを加える。

改正後

改正前

## (新規検査の申請)

## 第三十六条（略）

2 10

（略）

## 第三十六条（略）

2 10

（新設）

## (新規検査の申請)

## 第三十六条（略）

2 10

（略）

## 第三十六条（略）

2 10

（新設）

11 法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車（型式指定自動車を除く。以下この項及び第六十二条の六において「特定共通構造部型式指定自動車」という。）について新規検査を申請する者は、第六十二条の六第一項の規定により出荷検査証が交付されたときには当該特定共通構造部型式指定自動車が同項各号に掲げる基準に適合することを証する書面として出荷検査証を提出し、同条第二項において準用する第六十二条の五第二項の規定により出荷検査証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときには新規検査の申請書にその旨を記載しなければならない。

12 第十項の規定は、前項の規定により出荷検査証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが新規検査の申請書に記載された場合について準用する。

13 第八項又は第十項前項において準用する場合を含む。の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣（当該照会が検査対象軽自動車の新規検査に係るものであるときは、軽自動車検査協会）に対し通知しなければならない。

14 第一項、第四項から第七項まで、第十一項及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
15 第一項、第四項から第七項まで、第十一項及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
16 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
17 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
18 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
19 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
20 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
21 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
22 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
23 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
24 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
25 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
26 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
27 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
28 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
29 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
30 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
31 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
32 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
33 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
34 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
35 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
36 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
37 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
38 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
39 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
40 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
41 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）  
42 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

(自動車検査証の記入の申請等)

**第三十八条** (略)

(自動車検査証の記入の申請等)

**第三十八条** (略)

10 第三十六条第十四項の規定は、構造等変更検査の申請について準用する。第一項において準用する第三十六条第一項、第三項及び前項において準用する第三十六条第十四項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

(予備検査)

第四十二条 第三十六条第三項、第四項(自動車検査証返納証明書に係る部分に限る)、第五項から第七項まで及び第九項から第十四項までの規定は、予備検査の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「あわせて提出する」とあるのは、「提示する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十六条第五項から第七項まで、第十一項及び第十四項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。3 予備検査を申請する者は、法第七十五条第五項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、予備検査の申請書にその旨を記載することをもつて完成検査終了証の提出に代えることができる。

(削る)

4 前項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが予備検査の申請書に記載されたときは、国土交通大臣(当該申請が検査対象軽自動車の予備検査に係るものであるときは、登録情報処理機関に對し、完成検査終了証に記載すべき事項について、電磁的方法により照会するものとする。

5 (略)

(登録の申請)

第六十二条の二の五 法第九十六条の二の規定により登録情報処理機関の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一、五 (略)

六 附帯情報処理業務 第三項に規定する附帯情報処理業務をいう。以下同じ。」を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 提供又は通知を受けようとする次に掲げる規定に規定する事項の別

(1)・(2) (略)

(3) 第六十二条の五第二項(第六十二条の六第二項において準用する場合を含む。)

3 2 登録情報処理機関は、附帯情報処理業務として、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一、三 (略)

四 第六十二条の五第二項(第六十二条の六第二項において準用する場合を含む。)に規定する事項の提供を受け、当該提供をした者について第六十二条の二の三で定める方法による本人であることの確認及び法第七十五条の三第一項の規定により一酸化炭素等発散防止装置の型式について指定を受けた者(第六十二条の六第二項において準用する場合にあつては、法第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者)であることの確認を行い、並びに第三十六条第十項(同条第十二項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。)及び第四十二条第四項の規定による国土交通大臣又は軽自動車検査協会の照会に対して回答する業務

10 第三十六条第十二項の規定は、構造等変更検査の申請について準用する。第一項において準用する第三十六条第一項、第三項及び前項において準用する第三十六条第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

(予備検査)

第四十二条 第三十六条第三項、第四項(自動車検査証返納証明書に係る部分に限る)、第五項から第七項まで及び第十二項の規定は、予備検査の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「あわせて提出する」とあるのは、「提示する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十六条第五項から第七項まで及び第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。3 予備検査を申請する者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、予備検査の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 法第七十五条第五項 完成検査終了証

二 第六十二条の五第二項 排出ガス検査終了証

4 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが予備検査の申請書に記載されたときは、国土交通大臣(当該申請が検査対象軽自動車の予備検査に係るものであるときは、登録情報処理機関に對し、当該各号に掲げる規定に規定する規定に規定する事項について、電磁的方法により照会するものとする。

5 (略)

(登録の申請)

第六十二条の二の五 法第九十六条の二の規定により登録情報処理機関の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一、五 (略)

六 附帯情報処理業務 第三項に規定する附帯情報処理業務をいう。以下同じ。」を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 提供又は通知を受けようとする次に掲げる規定に規定する事項の別

(1)・(2) (略)

(3) 第六十二条の五第二項

3 2 登録情報処理機関は、附帯情報処理業務として、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一、三 (略)

四 第六十二条の五第二項に規定する事項の提供を受け、当該提供をした者について第六十二条の二の三で定める方法による本人であることの確認及び法第七十五条の三第一項の規定により一酸化炭素等発散防止装置の型式について指定を受けた者であることの確認を行い、並びに第三十六条第十項の規定による国土交通大臣の照会に対して回答する業務

**第六十二条の二の十八** 法第九十六条の十四の国土交通省令で定める事項は、各月における次に掲げる件数とする。

一〇四 (略)

五 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる件数

イヽ二 (略)

ホ 第六十二条の六第二項において準用する第六十二条の五第二項に規定する事項について、第六十二条の二の五第三項第四号の規定により提供を受けた件数及び回答した件数

二 (略)

(検査対象外軽自動車等の型式認定)

第六十二条の三 (略)

二 (略)

(検査対象外軽自動車等の型式認定)

二 (略)

(検査対象外軽自動車等の型式認定)

二 (略)

(出荷検査証の発行)

二 (略)

(自動車型式指定規則の一部改正)

二 (略)

(自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。)

二 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第十号までを除く。)を添付しなければならない。

一〇三 (略)

改 正 後

第三条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第十号までを除く。)を添付しなければならない。

一〇三 (略)

改 正 前

第三条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。)を添付しなければならない。

一〇三 (略)

**第六十二条の二の十八** 法第九十六条の十四の国土交通省令で定める事項は、各月における次に掲げる件数とする。

一〇四 (略)

五 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる件数

イヽ二 (略)

(新設)

二 (略)

(検査対象外軽自動車等の型式認定)

第六十二条の三 (略)

二 (略)

(検査対象外軽自動車等の型式認定)

二 (略)

(出荷検査証の発行)

二 (略)

(自動車型式指定規則の一部改正)

二 (略)

(自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。)

二 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第十号までを除く。)を添付しなければならない。

一〇三 (略)

四|| 品質管理システム（申請に係る自動車の品質管理の計画、実施、評価及び改善に関し、申請者が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。）による業務組織及び実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る自動車に關し、前項第五号の主たる製作工場について登録している場合に限る。）にあつては、登録されていることを証する書面）

五|| 十 （略）

3・4 （略）

第三条の二 前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定自動車の型式と重要な部分のみが異なる型式（以下「同一」と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第十号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2 （略）

第六条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 （略）	（略）	（略）	（略）
二 （略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書 若しくは第四号から第八号までの書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があつた場合	（略）	（略）
三 （略）	（略）	（略）	（略）
四 （略）	（略）	（略）	（略）

第六条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 （略）	（略）	（略）	（略）
二 （略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書 若しくは第四号から第七号までの書面の記載事項に変更があつた場合	（略）	（略）
三 （略）	（略）	（略）	（略）
四 （略）	（略）	（略）	（略）

第六条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第三条の二 前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定自動車の型式と重要な部分のみが異なる型式（以下「同一」と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第九号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2 （略）

第六条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

（新設）

（完成検査の基準）

第七条 完成検査は、当該自動車が左の要件を具備しているかどうかについて、次条の規定により選任される完成検査員が第三条第二項第五号の書面に記載された内容に従つて実施するものとする。

一  
（略）

（新設）

第七条の四 指定製作者等は、当該自動車が指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようになければならない。

2 指定製作者等は、当該自動車が均一性を有するようにするため、完成検査の結果の分析等を行わなければならない。

一  
（略）

**第三条** 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。  
第一号様式を次のように改める。

所有者（子備検査申請又は自動車子備検査登記入申請を行う場合に限る。）及び使用者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(装置型式指定規則の一部改正)

**第四条** 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

**第四条** (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号、第五号、第八号及び第九号を除く。)を添付しなければならない。

一 (略)  
二 (略)

四 品質管理システム(申請に係る特定装置の品質管理の計画、実施、評価及び改善に関し、申請者が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。)に係る業務組織及び実施要領を記載した書面(申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合(申請に係る特定装置に関する、前項第四号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。)にあつては、登録されていることを証する書面)

五 第七条第二項の検査に係る業務組織及び検査の実施要領を記載した書面(以下「検査実施要領」という。)

六 (略)  
七 (略)  
八 (略)  
九 (略)

三 (略)  
四 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面(申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合(申請に係る特定装置に関して、前項第四号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。)にあつては、登録されていることを証する書面)

(新設)

## 五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

四 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面(申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合(申請に係る特定装置に関して、前項第四号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。)にあつては、登録されていることを証する書面)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 (略)

四 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面(申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合(申請に係る特定装置に関して、前項第四号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。)にあつては、登録されていることを証する書面)

二十八 (略)

二十九 (略)

三十 (略)

三十一 (略)

三十二 (略)

三十三 (略)

三十四 (略)

三十五 (略)

三十六 (略)

三十七 (略)

三十八 (略)

三十九 (略)

四十 (略)

四十一 (略)

四十二 (略)

四十三 (略)

四十四 (略)

四十五 (略)

四十六 (略)

四十七 (略)

四十八 (略)

三

四 品質管理の記録の保存

五 (新設)

六 (新設)

七 (新設)

八 (新設)

九 (新設)

十 (新設)

十一 (新設)

十二 (新設)

十三 (新設)

十四 (新設)

十五 (新設)

十六 (新設)

十七 (新設)

十八 (新設)

十九 (新設)

二十 (新設)

二十一 (新設)

二十二 (新設)

四

五 品質管理の記録の保存

六 (新設)

七 (新設)

八 (新設)

九 (新設)

十 (新設)

十一 (新設)

十二 (新設)

十三 (新設)

十四 (新設)

十五 (新設)

十六 (新設)

十七 (新設)

十八 (新設)

十九 (新設)

二十 (新設)

二十一 (新設)

二十二 (新設)

二十三 (新設)

五

六 品質管理の記録の保存

七 (新設)

八 (新設)

九 (新設)

十 (新設)

十一 (新設)

十二 (新設)

十三 (新設)

十四 (新設)

十五 (新設)

十六 (新設)

十七 (新設)

十八 (新設)

十九 (新設)

二十 (新設)

二十一 (新設)

二十二 (新設)

二十三 (新設)

二十四 (新設)

六

七 品質管理の記録の保存

八 (新設)

九 (新設)

十 (新設)

十一 (新設)

十二 (新設)

十三 (新設)

十四 (新設)

十五 (新設)

十六 (新設)

十七 (新設)

十八 (新設)

十九 (新設)

二十 (新設)

二十一 (新設)

二十二 (新設)

二十三 (新設)

二十四 (新設)

二十五 (新設)

二 （略）	第四条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる書面の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定装置の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定装置が、道路運送車両の保安基準に適合するこ <sup>と</sup> が明白であるものをいう。）があつた場合	（略）	（略）	（略）
三 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
2・3 （略） （指定番号等の告示）				
第十二条 （略）				
2	国土交通大臣は、第四条の二第一項の規定による申請により、既に指定を受けた特定装置の型式と第四条第二項第六号に掲げる事項が異なる型式について指定したときは、その旨を告示するものとする。			
3 （略）				
	（共通構造部型式指定規則の一部改正）			
第五条 共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。				
2	国土交通大臣は、第四条の二第一項の規定による申請により、既に指定を受けた特定装置の型式と第四条第二項第五号に掲げる事項が異なる型式について指定したときは、その旨を告示するものとする。			
3 （略）				
	改 正 後			
第三条 （略）				
2	前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号、第五号、第七号及び第八号を除く。）を添付しなければならない。			
一〇三 （略）				
四 品質管理システム（申請に係る特定共通構造部の品質管理の計画、実施、評価及び改善に関し、申請者が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。）に係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る特定共通構造部に關し、前項第五号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあつては、登録されている場合に限る。）にあつては、登録されていることを証する書面）				
五 第七条第二項の検査に係る業務組織及び検査の実施要領を記載した書面（以下「検査実施要領」という。）				
六 （略）				
七 （略）				
八 （略）				
三 （略）				
第三条 （略）				
2	前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号、第六号及び第七号を除く。）を添付しなければならない。			
一〇三 （略）				
四 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る特定共通構造部に關し、前項第五号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあつては、登録されていることを証する書面）				
（新設）				
五 （略）				
六 （略）				
七 （略）				
八 （略）				
九 （略）				
十 （略）				
十一 （略）				
十二 （略）				
十三 （略）				
十四 （略）				
十五 （略）				
十六 （略）				
十七 （略）				
十八 （略）				
十九 （略）				
二十 （略）				
二十一 （略）				
二十二 （略）				
二十三 （略）				
二十四 （略）				
二十五 （略）				
二十六 （略）				
二十七 （略）				
二十八 （略）				
二十九 （略）				
三十 （略）				
三十一 （略）				
三十二 （略）				
三十三 （略）				
三十四 （略）				
三十五 （略）				
三十六 （略）				
三十七 （略）				
三十八 （略）				
三十九 （略）				
四十 （略）				
四十一 （略）				
四十二 （略）				
四十三 （略）				
四十四 （略）				
四十五 （略）				
四十六 （略）				
四十七 （略）				
四十八 （略）				
四十九 （略）				
五十 （略）				
五十一 （略）				
五十二 （略）				
五十三 （略）				
五十四 （略）				
五十五 （略）				
五十六 （略）				
五十七 （略）				
五十八 （略）				
五十九 （略）				
六十 （略）				
六十一 （略）				
六十二 （略）				
六十三 （略）				
六十四 （略）				
六十五 （略）				
六十六 （略）				
六十七 （略）				
六十八 （略）				
六十九 （略）				
七十 （略）				
七十一 （略）				
七十二 （略）				
七十三 （略）				
七十四 （略）				
七十五 （略）				
七十六 （略）				
七十七 （略）				
七十八 （略）				
七十九 （略）				
八十 （略）				
八十一 （略）				
八十二 （略）				
八十三 （略）				
八十四 （略）				
八十五 （略）				
八十六 （略）				
八十七 （略）				
八十八 （略）				
八十九 （略）				
九十 （略）				
九十一 （略）				
九十二 （略）				
九十三 （略）				
九十四 （略）				
九十五 （略）				
九十六 （略）				
九十七 （略）				
九十八 （略）				
九十九 （略）				
一百 （略）				
一百零一 （略）				
一百零二 （略）				
一百零三 （略）				
一百零四 （略）				
一百零五 （略）				
一百零六 （略）				
一百零七 （略）				
一百零八 （略）				
一百零九 （略）				
一百一〇 （略）				
一百一一 （略）				
一百一二 （略）				
一百一三 （略）				
一百一四 （略）				
一百一五 （略）				
一百一六 （略）				
一百一七 （略）				
一百一八 （略）				
一百一九 （略）				
一百二十 （略）				
一百二十一 （略）				
一百二十二 （略）				
一百二十三 （略）				
一百二十四 （略）				
一百二十五 （略）				
一百二十六 （略）				
一百二十七 （略）				
一百二十八 （略）				
一百二十九 （略）				
一百三十 （略）				
一百三十一 （略）				
一百三十二 （略）				
一百三十三 （略）				
一百三十四 （略）				
一百三十五 （略）				
一百三十六 （略）				
一百三十七 （略）				
一百三十八 （略）				
一百三十九 （略）				
一百四十 （略）				
一百四十一 （略）				
一百四十二 （略）				
一百四十三 （略）				
一百四十四 （略）				
一百四十五 （略）				
一百四十六 （略）				
一百四十七 （略）				
一百四十八 （略）				
一百四十九 （略）				
一百五十 （略）				
一百五十一 （略）				
一百五十二 （略）				
一百五十三 （略）				
一百五十四 （略）				
一百五十五 （略）				
一百五十六 （略）				
一百五十七 （略）				
一百五十八 （略）				
一百五十九 （略）				
一百六十 （略）				
一百六十一 （略）				
一百六十二 （略）				
一百六十三 （略）				
一百六十四 （略）				
一百六十五 （略）				
一百六十六 （略）				
一百六十七 （略）				
一百六十八 （略）				
一百六十九 （略）				
一百七十 （略）				
一百七十一 （略）				
一百七十二 （略）				
一百七十三 （略）				
一百七十四 （略）				
一百七十五 （略）				
一百七十六 （略）				
一百七十七 （略）				
一百七十八 （略）				
一百七十九 （略）				
一百八十 （略）				
一百八十一 （略）				
一百八十二 （略）				
一百八十三 （略）				
一百八十四 （略）				
一百八十五 （略）				
一百八十六 （略）				
一百八十七 （略）				
一百八十八 （略）				
一百八十九 （略）				
一百九十 （略）				
一百九十一 （略）				
一百九十二 （略）				
一百九十三 （略）				
一百九十四 （略）				
一百九十五 （略）				
一百九十六 （略）				
一百九十七 （略）				
一百九十八 （略）				
一百九十九 （略）				
一百二十 （略）				
一百二十一 （略）				
一百二十二 （略）				
一百二十三 （略）				
一百二十四 （略）				
一百二十五 （略）				
一百二十六 （略）				
一百二十七 （略）				
一百二十八 （略）				
一百二十九 （略）				
一百三十 （略）				
一百三十一 （略）				
一百三十二 （略）				
一百三十三 （略）				
一百三十四 （略）				
一百三十五 （略）				
一百三十六 （略）				
一百三十七 （略）				
一百三十八 （略）				
一百三十九 （略）				
一百四十 （略）				
一百四十一 （略）				
一百四十二 （略）				
一百四十三 （略）				
一百四十四 （略）				
一百四十五 （略）				
一百四十六 （略）				
一百四十七 （略）				
一百四十八 （略）				
一百四十九 （略）				
一百五十 （略）				
一百五十一 （略）				
一百五十二 （略）				
一百五十三 （略）				
一百五十四 （略）				
一百五十五 （略）				
一百五十六 （略）				
一百五十七 （略）				
一百五十八 （略）				
一百五十九 （略）				
一百六十 （略）				
一百六十一 （略）				
一百六十二 （略）				
一百六十三 （略）				
一百六十四 （略）				
一百六十五 （略）				
一百六十六 （略）				
一百六十七 （略）				
一百六十八 （略）				
一百六十九 （略）				
一百七十 （略）				
一百七十一 （略）				
一百七十二 （略）				
一百七十三 （略）				
一百七十四 （略）				
一百七十五 （略）				
一百七十六 （略）				
一百七十七 （略）				
一百七十八 （略）				
一百七十九 （略）				
一百八十 （略）				
一百九十一 （略）				
一百九十二 （略）				
一百九十三 （略）				
一百九十四 （略）				
一百九十五 （略）				
一百九十六 （略）				
一百九十七 （略）				
一百九十八 （略）				
一百九十九 （略）				
一百二十 （略）				
一百二十一 （略）				
一百二十二 （略）				
一百二十三 （略）				
一百二十四 （略）				
一百二十五 （略）				
一百二十六 （略）				
一百二十七 （略）				
一百二十八 （略）				
一百二十九 （略）				
一百三十 （略）				
一百三十一 （略）				
一百三十二 （略）				
一百三十三 （略）				
一百三十四 （略）				
一百三十五 （略）				
一百三十六 （略）				
一百三十七 （略）				
一百三十八 （略）				
一百三十九 （略）				
一百四十 （略）				
一百四十一 （略）				
一百四十二 （略）				

**第四条** 前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定特定共通構造部の型式と重要な部分のみが異なる型式（以下「同一」と認められる型式）について、同様に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機関に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第八号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

## 2 (略)

## (検査等の実施及び結果の保存)

**第七条** 指定特定共通構造部の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定共通構造部が指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようにしなければならない。|

- 2) 指定製作者等は、当該指定特定共通構造部が均一性を有するようにするため、検査実施要領に従つて検査をし、かつ、当該検査の結果の分析等を行わなければならぬ。  
 3) 指定製作者等は、前項の検査の結果を一年間保存しなければならない。
- 第八条** 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。
- (届出等)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 (略)	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書、第四号若しくは第五号の書面の記載事項(国土交通大臣が定めるものを除く。)に変更があった場合	(略)	(略)
二 (略)	第三条第二項第一号から第三号まで及び第六号の書面(第三号括弧書の書面を除く。)の記載事項に軽微な変更(当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。)があつた場合	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)	(略)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 (略)	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書、若しくは第四号の書面の記載事項に変更があった場合	(略)	(略)
二 (略)	第三条第二項第一号から第三号まで及び第五号の書面(第三号括弧書の書面を除く。)の記載事項に軽微な変更(当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。)があつた場合	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)	(略)

## 2 (略)

## (品質管理の記録の保存)

**第七条** 指定特定共通構造部の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定共通構造部が指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようにしなければならない。|この場合において、指定製作者等は、当該指定特定共通構造部が均一性を有するようにするために行う検査等の結果を一年間保存しなければならない。

## (新設)

- 第八条** 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。
- (届出等)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 (略)	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書、若しくは第四号の書面の記載事項に変更があった場合	(略)	(略)
二 (略)	第三条第二項第一号から第三号まで及び第五号の書面(第三号括弧書の書面を除く。)の記載事項に軽微な変更(当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。)があつた場合	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)	(略)

## 附則 (施行期日)

**第一条** この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(自動車型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の自動車型式指定規則第三条の四に規定する指定製作者等である者については、当該自動車に係る第二条の規定による改正後の自動車型式指定規則第七条の四第二項の規定は、適用しない。

(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第三条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** この省令の施行の際現に第四条の規定による改正前の装置型式指定規則第七条に規定する指定製作者等である者に対する当該特定装置に係る第四条の規定による改正後の装置型式指定規則第七条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

(共通構造部型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

**第五条** この省令の施行の際現に第五条の規定による改正前の共通構造部型式指定規則第七条に規定する指定製作者等である者に対する当該特定共通構造部に係る第五条の規定による改正後の共通構造部型式指定規則第七条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。